

平成 30 年度 更埴中央公園市民プール
監視員リーダー業務委託事業
仕 様 書

1. 委託する施設

更埴中央公園市民プール (千曲市大字新田 300)

2. オープン期間及び時間 (予定)

期 間 平成 30 年 7 月 14 日 (土) ~ 8 月 26 日 (日) : 44 日間

営業時間 9 時 30 分 ~ 16 時 45 分

※悪天候や水温、気温が低い場合は休業する場合があります。

3. 一日の流れ (予定)

①ミーティング 8 時 30 分 ~ 8 時 40 分

②清掃 8 時 40 分 ~ 9 時 20 分

③遊泳時間 (監視時間)

9 時 30 分 ~ 10 時 00 分

(10 分休憩)

10 時 10 分 ~ 10 時 40 分

(10 分休憩)

10 時 50 分 ~ 11 時 20 分

(10 分休憩)

11 時 30 分 ~ 12 時 00 分

(30 分休憩)

12 時 30 分 ~ 13 時 00 分

(15 分休憩)

13 時 15 分 ~ 13 時 45 分

(15 分休憩)

14 時 00 分 ~ 14 時 30 分

(15 分休憩)

14 時 45 分 ~ 15 時 15 分

(15 分休憩)

15 時 30 分 ~ 16 時 00 分

(15 分休憩)

16 時 15 分 ~ 16 時 45 分

④清掃 16 時 45 分 ~ 17 時 10 分

⑤ミーティング 17 時 10 分 ~ 17 時 15 分

4. 施設の概要

所在地 千曲市大字新田 300

開設年月 昭和 54 年 6 月 1 日

敷地面積 10,100 m²

建物部分の延べ面積 540.3 m²

プール本体

	長さ m	幅 m	深さ m	容量 m ³	設置場所	材質
競泳プール	50	20	1.1~1.3	1,100	屋外	FRP
子供プール	20	10	1.0	200	屋外	FRP
スライダプール	13	8	0.6	62.4	屋外	モルタル
流水プール	1周 147	6	1.0	934	屋外	モルタル
チッコプール	直径 15	--	0.3	53	屋外	モルタル

平面図（別紙のとおり）

5. 監視員リーダー業務の内容

①アルバイト監視員の指導

- ア. 市が募集する監視員（臨時職員）に対し、監視に必要な知識・実技を指導する。（監視方法・蘇生・事故発生時の対応）
（研修機会）
 - ※ 事前研修 営業開始前に1回予定（7月13日の予定）
4時間程度
 - ※ 期間中 雨天時・閑散時等適宜（営業期間中前半で2回程）
- イ. 市が募集する監視員のローテーション表を作成し、監視員の監視体制を整える。
- ウ. 営業時間中、市が募集した監視員を監督し、有効な監視レベルの維持を行う。
- エ. 営業中の遊泳者に対する監視の外に、運営に必要な日々の準備・片付け・清掃業務について指導する。

②プール監視業務

- ア. 営業時間中は、自らも遊泳者の監視にあたり、事故あるときは、アルバイト監視員に率先し、救助活動、また適切な蘇生処置並びに関係機関への連絡を行う。
- イ. 事故を未然に防ぐため、プール利用上の注意を入場者に理解させ、必要に応じて直接注意を促す。

③清掃業務（自らも清掃を行うとともに監視員に指示する。）

- ア. プール槽内については、必要に応じてプールクリーナーにより清掃を行う。
- イ. プール槽周辺（平板、休憩所等）は、1日に2回以上点検し、ごみ拾い、清掃等行う。
- ウ. 管理棟内の更衣場、トイレは、1日に1回以上清掃を行うとともに、1日に3回以上点検し必要に応じて清掃を実施すること。
- エ. 駐車場は、1日に1回以上点検し、必要なごみ拾いを行うこと。

※その他の業務（水質の管理、受付対応、料金徴収、施設修繕の発注、施設消耗品の発注、休業の決定など）は常時配置した市職員（1名）が行います。

6. 監視員リーダーの資格

- ①プール監視員としての実績を1年以上有し、救助法ならびに蘇生法を熟知し、事故発生時に正しく対応できること。またその指導ができること。派遣される要員については、事前に十分な研修を終了した者とする。
 - ②警備業法に定められた30時間の教育を終了した者とする。
- ※①及び②について、実績、資格等のわかる経歴書を提出すること。

7. 委託期間及び就業時間

委託期間：平成30年7月13日～平成30年8月26日

就業時間：8時30分～17時15分

8. 派遣人数及び監視員数

期 日	日数	派遣人数
7月14日～8月26日	44日	1名

昨年度監視員配置実績：最低6名程度（平日閑散時）

最高10名程度（土日繁忙期）

9. 備品の使用

業務を遂行するにあたり、受託者は下記の備品を無償で使用できるものとする。

- ① プールクリーナー（2台）
- ② 券売機（2台）
- ③ ロッカー（1,100個口）
- ④ 監視台（移動式6台、設置型4台）
- ⑤ AED（1台）
- ⑥ その他、管理棟に設置される机、椅子等

10. 受託者で用意した備品の保管

業務を遂行するにあたり、受託者が用意した備品はプール営業期間中に限り、当該施設内に保管できるものとするが、盗難、紛失等については、受託者が責任を負うものとする。